狭山市規則第22号

狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成 14年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるもの とする。

(事業区域の面積と合算しない隣接区域の要件)

- 第2条 条例第3条第1項第2号ただし書の規則で定める要件を満たしている場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1)条例の施行の日前において、埋立て等が完了している場合
- (2)条例で定める埋立て等の届出がされており、かつ、当該埋立て等が完了している場合

(適用を除外する公社、公団等)

- 第3条 条例第3条第2項第2号の規則で定める公社又は公団等は、次に掲げるとおりとする。
- (1)地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住 宅供給公社
- (2)地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (3)公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき設立された土地開発公社
- (4)前3号に掲げるもののほか、特別の法律に基づき設立された公団又は事業団 (施工基準等)
- 第4条 条例第6条第1項の施工基準及び同条第2項の埋立て等に係る土壌に関する 基準は、別表のとおりとする。

(埋立て等の届出)

- 第5条 条例第7条第1項の規定による届出は、様式第1号の埋立て等届出書2通を 提出しなければならない。
- 2 条例第7条第2項の規定による届出は、様式第2号のたい積行為届出書2通を提出しなければならない。
- 3 条例第7条第3項の規則で定める書類等は、次に掲げるとおりとする。ただし、 前項の届出にあっては、第3号及び第9号の書類等の添付は要しない。
- (1)事業主の住民票(法人にあっては、法人登記簿謄本)及び印鑑証明書

- (2)埋立て等の区域の位置図
- (3)埋立て等の区域の平面図、縦断面図及び横断面図
- (4)埋立て等の区域の土地の登記簿謄本及び公図の写し
- (5)埋立て等の区域の所有者等との契約書の写し及び当該所有者等の印鑑証明書 (埋立て等の区域が借地である場合に限る。)
- (6)土砂等の搬入経路図
- (7)土壌汚染防止策、事故防止策並びに隣接地の保全及び災害防止策を記載した書 面
- (8)隣接地の所有者等への説明及び当該所有者等との協議の経緯を記載した書面
- (9) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び平面図
- (10)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 (変更の届出等)
- 第6条 条例第8条各項又は第9条第2項の規定による届出(同条第3項で準用する場合を含む。)は、様式第3号の埋立て等変更届出書2通に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(計画の変更等の命令)

第7条 条例第9条第1項若しくは第3項又は第13条各項の規定による命令は、様式第4号の命令書により行うものとする。

(期間短縮通知)

第8条 条例第10条第3項の規定により埋立等の着手の制限期間を短縮するときは、 様式第5号の埋立て等着手制限期間短縮通知書により通知するものとする。

(掲示板)

- 第9条 条例第11条の規則で定める掲示板の様式は、様式第6号のとおりとする。
- 2 前項の掲示板には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1)届出の受付番号
- (2)埋立て等の目的
- (3)埋立て等の区域の所在地及び面積
- (4)事業主の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は 事業所の所在地)
- (5)埋立て等の施工期間
- (6)現場管理責任者の氏名及び連絡先

(承継の届出)

第10条 条例第12条第2項の規定による届出は、様式第7号の埋立て等承継届出書2通に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(中止又は完了の届出)

- 第11条 条例第14条の規定による届出は、様式第8号の埋立て等中止届出書2通 又は様式第9号の埋立て等完了届出書2通に、それぞれ必要な書類を添えて提出し なければならない。
- 2 前項の埋立て等完了届出書は、届け出た埋立て等の目的が達成されたときに提出しなければならない。

(身分を示す証明書)

第12条 条例第15条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第10号のとおり とする。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 施工基準

埋立て等 の種類	基	準
埋立て	う。)から1メートル以上高 (2)土地を掘削して施工する場 内とすること。	合は、掘削深度は、3メートル以があるものについては、飛散防止
盛土	な構造の擁壁を設置すること 確認された場合は、この限り (2)擁壁の高さは、周辺の土地 未満とすること。 (3)施工後ののこう配は、30度 は、30のこう配は、30度 は、30では、10では、30度 は、第しないように接等 (5)傾斜していなないように がすべり面とならないように と。	等から1メートル以上2メートル 地等から5メートル以上高くなら 以下であること。また、のり面が に十分な締固めを行い、のり面が 置を講ずること。 こと。 る場合は、施工前の地盤と土砂等 斜面に段切り等の措置を講ずるこ があるものについては、飛散防止
たい積	ないこと。 (3)のり面のこう配は、30度が崩壊等しないように適切な(4)のり尻は、隣接境界から2 (5)傾斜している土地に施工す	地等から 5 メートル以上高くなら

- (6) 土砂等は、原則として採取場所ごとに区分してたい積すること。
- (7)粉じん等が発生するおそれがあるものについては、飛散防止 策等の必要な措置を講ずること。

2 埋立て等に係る土壌に関する基準

区分	基準	
有害物質の濃 度	土壌汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める環境基準を満たしていること。	
ダイオキシン 類の濃度	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)に定める環境基準の20分の1以下とすること。	